

警視庁検視規程

昭和３３年１２月２４日

都 公 委 規 程 第 ４ 号

警視庁の警察官は、変死者又は変死の疑いのある死体の検視にあたつては、検視規則（昭和３３年１１月２７日国家公安委員会規則第３号）の定めるところによる。ただし、第３条中「警察本部長」とあるのは「主管部長」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、昭和３４年１月１日から施行する。